相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区五本木一丁目二四二九番地、最後の住所東京都目黒区中目黒三丁目二三番八号コーポ果林二〇一

被相続人　亡　富澤　秀成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階小西輝子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区鴨江四丁目二五七番地二〇、最後の住所東京都江東区潮見一丁目二九番一五―一二一〇号

被相続人　亡　伊地知麗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

東京都中央区銀座三―一一―一八真帆ビル五階笠井総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小笹　勝章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市黒羽田町六六番地、最後の住所東京都荒川区町屋六丁目三七番一―七〇八号

被相続人　亡　**吉川　ふみ**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号今朝ビル九階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森居　秀彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市布田二丁目二一番地九、最後の住所東京都調布市布田二丁目二一番地九アイビス調布四〇二

被相続人　亡　福島　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

東京都調布市布田二丁目二一番地九、最後の住所東京都調布市布田二丁目二一番地九アイビス調布四〇二

被相続人　亡　**吉川　ふみ**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区栄三丁目五〇三番地一、最後の住所愛知県名古屋市南区菊住二丁目六番二三号

被相続人　亡　中西　旦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

愛知県名古屋市中区錦三丁目五番三一号ジブラルタ生命名古屋錦ビル四階

相続財産管理人　吉田　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市元新町二七八九番地、最後の住所栃木県宇都宮市元今泉四丁目一五番二二号ヴィラ元今泉Ⅱ二〇五

被相続人　亡　玉村　卓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

三重県四日市市浜田町一二番一八号アーク四日市ビル四階　石脇法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石脇　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市大西一丁目一五七九番地、最後の住所大阪府岸和田市八阪町三丁目五番二号

被相続人　亡　大原　道江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

大阪市北区西天満四丁目六番三号ヴェール中之島北一一〇一号室

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区難波千日前一五二〇番地、最後の住所大阪市中央区難波千日前二番二一号

被相続人　亡　三木　義夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三

相続財産管理人　弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市熊谷二九五〇番地、最後の住所大阪府寝屋川市北大利町二一番二〇号（二号）

被相続人　亡　明戸　まさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

大阪市北区西天満四丁目六番三号ヴェール中之島北一一〇一号室

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市大手町二九一番地、最後の住所神戸市兵庫区熊野町五丁目一〇番一七号

被相続人　亡　桐生　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

神戸市中央区多聞通二丁目四番四号ブックローン神戸ビル東館七階　かけはし法律事務所

相続財産管理人　伊藤　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区出石町一丁目一四三番地、最後の住所岡山県津山市田町二七番地

介護療養型老人保健施設サンホームつやま

被相続人　亡　淺井　温夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

主たる事務所岡山市北区春日町五番六号

相続財産管理人

弁護士法人岡山パブリック法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県世羅郡世羅町大字重永一八三五番地、最後の住所広島県東広島市八本松町正力四四番地一五〇

被相続人　亡　小池由紀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

事務所広島市中区八丁堀五番二二号　メゾン京口門六階

相続財産管理人　司法書士　塚　永行

第33期決算公告

平成29年8月26日

東京都中央区銀座八丁目15番15号

長光津株式会社

代表取締役　長野　満夫

貸借対照表の要旨（平成29年6月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	28
	固定資産	50
	資産合計	78
負債及び純資産の部	流動負債	88
	固定負債	14
	株主資本	△23
	資本金	46
	利益剰余金	△70
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	△71
	（当期純利益）	(5)
	負債・純資産合計	78